

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称及び住所

東松山市藤曲他地区開発共同企業体

埼玉県東松山市松本町二丁目一番一号

#### 二 事業施行期間

平成二十七年六月五日から

平成二十九年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県東松山市大字松山字藤曲の一部、字仲田町の一部

#### 四 土地区画整理事業の名称

東松山市都市計画事業藤曲土地区画整理事業

#### 五 事務所所在地

埼玉県東松山市松本町二丁目一番一号

#### 六 施行認可の年月日

平成二十七年六月五日

#### 七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 八 公告の方法

事務所及び東松山市役所の掲示場に掲示して行うものとする。